

**第 6 回 伊勢市バリアフリーマスタープラン
策定協議会
議事録**

令和 2 年 10 月 16 日

第6回 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会

日 時 令和2年10月16日（金）午後1時30分から

場 所 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）大会議室

委員出席者
（敬称略）

笠原 正嗣
安部 伊折
高山 勲
安達 英矩
高松 靖司（代理：藤井 透）
外谷 照孝
中森 忠司
勢力 潤
前島 賢
前田 定夫
河之口 学
野口 あゆみ
西村 純一
中村 哲也
村井 正明（代理：中村 聖）
小野田 勝巖（代理：平野 幸恵）
吉岡 篤
大井戸 清人
須崎 充博
荒木 一彦
植村 法文

傍 聴 者 0名

事 務 局

都市計画課長	中村 哲也
都市計画課計画係長	大西 正峰
担当	大野 明子

司会進行 事務局（都市計画課長）

【次第】

- 伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）について
- パブリックコメント実施事前説明
- 今年度のスケジュールについて

（詳細は別紙のとおり）

【内容】

○伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）について

説明

◆事務局

議事事項（1）伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）について

事前にお配りした資料、「第6回伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会資料」の1ページについて、第5回協議会での主な意見と市の対応方針についてまとめている。

意見の1つ目は、伊勢おもてなしヘルパーについて、「障がいのある方や外国からの来訪者へのおもてなしについての講座を開催している」と前回資料に記載していたが、伊勢おもてなしヘルパーでは行っていないという意見であった。これに対して、担当課に確認した結果、『伊勢たびナビの会』の研修や『おもてなし基礎講座』と、伊勢おもてなしヘルパーを分けて記載することとした。研修・講座については市の事業として取り組み方針を記載し、伊勢おもてなしヘルパーについては各関係団体の取り組み事例として記載した。

意見の2つ目は、いせてらす手話ガイドについても紹介してはどうかという意見であった。いせてらす手話ガイドについて確認したところ、その活動は市が関与しているものではなく、ボランティア団体による独自活動であるとのことであった。市内にはこのほかにも同様の団体が多数あることから、各団体の取り組み事例として記載するものは、市の施策に関係しているものとし、いせてらす手話ガイドについては記載しないこととした。

意見の3つ目は、各関係機関の取り組みと関係事業者による取り組みについて、市としてこれらを記載した意味は何か、という意見であった。今回の資料では、事例として記載するものと、市が推進している取り組みを整理し、目指すところが分かるように文章を修正した。

意見の4つ目は、評価指標の目標値についてであった。他の計画等と調整した結果、目標値の数値を設定することはせず、5年ごとの評価の際に確認する市民アンケートの項目を記載することとした。

意見の5つ目は、文言の統一であった。指摘のあった漢字表現などについて修正した。前回協議会でのご意見に関しては、以上である。

伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）について、改めて、資料の全体について説明する。

本マスタープランは、8つの章で構成されている。

1ページでは、1. 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定にあたって、計画策定の背景と目的を記載している。

2ページでは、マスタープランの位置付けとして、上位計画や関連計画との整合を図ることや、平成28年度策定の伊勢市交通バリアフリー基本構想の理念や基本方針の考え方を踏まえて定めることを記載している。

3ページでは、バリアフリーマスタープランの位置づけについてまとめた図を記載している。

4ページでは、計画期間について、本マスタープランの期間を令和17年度までとし、おおむね15年間の計画とすることや、伊勢市総合計画や伊勢市都市マスタープランの計画期間を踏まえ、概ね5年ごとに評価を実施し、必要があるときは見直しを行う旨を記載している。また、このページには年表を記載しているが、前回の内容から、東京オリンピック・パ

ラリンピック、お木曳行事開始、お白石持行事について追加している。

5 ページでは、2. 移動等円滑化促進地区の抽出についてとして、移動等円滑化促進地区や、生活関連施設および生活関連経路、基本構想の重点整備地区といった本マスタープランの基本となる用語について説明している。

6 ページ及び7 ページでは、移動等円滑化促進地区の選定について、基本的な考え方を示している。バリアフリー法で定められた促進地区の要件と、伊勢市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区の考え方を踏まえ、法による要件ごとに具体的な指標を設定し、指標ごとに順位付け・得点化を行っている。各要件における指標の設定の考え方について説明しており、各評価指標について、表を用いてより詳しく説明している。

8 ページでは、選定フローとして、評価指標に対して、促進地区として抽出するための基準値を設定し、その基準値を満たしているかどうかの判断と、得点付けについて、考え方を示している。

9 ページでは、要件と評価指標に基づき、鉄道駅ごとの評価結果を表にまとめている。その結果、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」と「二見浦駅周辺地区」の2つの地区を、優先的にバリアフリー化を進めて行く移動等円滑化促進地区として選定した。

10 ページ及び11 ページでは、3. 基本的な方針として、まず伊勢市のバリアフリーに関する問題点を抽出した。「現況整理」で市全体の動向や実態を把握し、「住民アンケート」と「関係団体ヒアリング」を実施して当事者意見などを把握している。また、それらの結果を踏まえてまち歩き現地確認を実施し、把握した問題点等を、10 ページの中ほどに記載している5つの視点で整理した。

12 ページでは、バリアフリーに関する課題をさらに整理し、3つにまとめている。課題1は、ネットワークとして機能するバリアフリー経路の整備。課題2は、継続的なバリアフリー整備と改良促進。課題3は移動を支える分かりやすい情報提供と住民マナーの向上である。前回に示した資料内容から、より分かりやすくするため、写真を変更している。また、説明文に「高齢者・障がい者、子育て世代の方など」としていたが、子育て世代もまとめて「高齢者・障がい者等」という文言でまとめて示すこととし、案全体において文言の修正を行った。

13 ページでは、「バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえ、基本理念と基本方針を定めている。基本理念としては、平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を踏襲し、「市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり」とし、基本方針としては、1. 快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備、2. 利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進、3. 共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成、の3つを定めることとしている。

14 ページでは、4. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路についてとして、バリアフリー法に基づく促進地区の3つの要件を踏まえて、(1) 移動等円滑化促進地区の区域に関する考え方を示している。

15 ページでは、(2) 生活関連施設と生活関連経路の考え方として、国が作成したガイドラインの内容を踏まえ、常に多数の人が利用する施設や経路、高齢者、障がい者等の利用が多い施設、それら施設相互のネットワークを確保するような経路を、設定することとした。

16 ページでは、本マスタープランにおける生活関連施設及び生活関連経路の考え方を示している。

17 ページでは、移動等円滑化促進地区の設定として、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区、

二見浦駅周辺地区、五十鈴川駅周辺地区の3地区について、それぞれ促進地区の区域、生活関連施設や経路について設定している。また、前回の資料からの変更点として、市全体の地図上に3地区の位置を示した図を追加している。

18ページ及び19ページでは、(1)伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定について、移動等円滑化促進地区における将来イメージ図と、促進地区の区域や生活関連施設、経路などを示した図面を記載している。前回からの変更点として、観光施設として外宮前観光案内所を追加した。これは、観光統計にも記載されている利用者の多い施設であり、車いすのレンタルや観光情報の提供など、バリアフリー観光の拠点でもあることから、今回追加するものである。また、外宮参道の南端から伊勢市役所の北側を通り、宇治山田駅の方へと抜ける経路について、生活関連経路から外した。この道路は歩道がなく、市役所から東側の部分には、道路沿道に生活関連施設となる施設はない。南側の歩道が整備された道路にバリアフリー化を促進する路線を絞ることで、より確実にバリアフリー化を進め、安全性を高めていこうとするものである。

20ページ及び21ページでは、(2)二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定について、移動等円滑化促進地区における将来イメージ図と、促進地区の区域や生活関連施設、経路などを示した図面を記載している。イメージ図について実際の道路形状等と近づけるよう修正したが、それ以外の変更はしていない。

22ページは、(3)五十鈴川駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定について、当該地区は平成28年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において重点整備地区として指定しており、各施設管理者等によるバリアフリー化事業が進められている。本マスタープランとの整合を図るため、重点整備地区の区域を促進地区として位置付けている。

23ページは、移動等円滑化促進地区における将来イメージ図と、促進地区の区域や生活関連施設、経路などを示した図面であり、交通バリアフリー基本構想から変更はしていない。

24ページ及び25ページでは、移動等円滑化の促進に関する取り組みとして、今後各地区においてバリアフリー化を進めていくべき項目を記載している。前回からの修正点としては、24ページの道路の取り組み項目の1項目目、「車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した歩道の段差、勾配、凹凸の解消」と、2項目目の「視覚障害者誘導用ブロックなどの設置」について、内容の重複や具体的な整備内容が分かりにくい部分があったので修正した。

26ページでは、5. 行為の届出について、駅と道路の境目などにおいてバリアフリー化を連続して確保するため、事業の際に事業者の方から市に対して届出をしてもらうという制度について説明している。

27ページ及び28ページでは、届出制度の対象の指定について、ここに示しているのは道路と旅客施設の境界を示す模式図であることから、事業実施の際には両者による協議の上で、届出の対象範囲を確定することとしている。

29ページでは、6. 情報の収集、整理及び提供のうち、6-1.バリアフリーマップの作成・活用についてである。本市では、観光バリアフリー情報を発信しており、これらの情報更新や新たなマップ作成に向けて検討を進め、作成の際には必要に応じて情報提供を求めていく旨を記載している。また、このページ以降の修正点として、事例と取り組みを分けて記載した。事例1として伊勢バリアフリー・マイマップについて記載している。

30ページでは、6-2.多様な情報提供手段の普及について、多様なコミュニケーション手段の普及・促進を図ることで、高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加を支援するとともに、それに対する市民の理解を深めることを目指している。取り組み内容として、コミュニ

ケーションツールの活用及び普及・促進を挙げており、事例2として、UDトーク、31ページでは、事例3として遠隔手話通訳、事例4としてコンビ二用コミュニケーション支援ボードについて記載している。

32 ページでは、事例5として避難所用コミュニケーション支援ボード、事例6として伊勢市防災総合システム、事例7として発行物等の多言語対応について記載している。

33 ページでは、7. 移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保について、(1) 心のバリアフリーとは、として、用語の意味について国の行動計画からの抜粋を記載し、紹介している。また、(2) 心のバリアフリーの推進における役割について、国の基本方針に、それぞれの役割が示されていることなどを記載している。

34 ページでは、心のバリアフリーの体現促進のための取り組みとして、(1) 市の取り組みについては、市民や事業者等の心のバリアフリーの体現を促進し、高齢者・障がい者等、誰もが安心して生活できる共生のまちを目指す取り組みとして、ヘルプマーク・ヘルプカード、伊勢市就労体験サポート事業について記載している。

35 ページから 37 ページでは、障がい者サポーター制度・キッズサポーターについて、認知症サポーター制度について、障がい者スポーツの推進について、バリアフリー観光の推進について、人権学習の取り組みについて、手話の普及について、避難所運営研修会について、市の取り組みとその内容、方針などを記載している。

38 ページでは、(2) 各関係団体における取り組みについて、事例として紹介している。事例8として、社会福祉協議会様による福祉体験学習の開催、事例9として伊勢おもてなしヘルパーの取り組み、事例10として伊勢志摩バリアフリーツアーセンター様によるパーソナルバリアフリー基準を用いた観光バリアフリーの取り組みについて、記載している。

39 ページでは、昨年度にヒアリングを行った各関係団体による取り組み事例を記載している。(3) 民間事業者による取り組みについては、金融機関による取り組みとして、百五銀行様の事例を記載している。

40 ページでは、8. 移動等円滑化促進方針の評価について、バリアフリーに関する取り組みに対して、計画、実行、評価、見直しを繰り返すPDCAサイクルの考え方に基づいて、市において進行管理を実施していくこととしている。バリアフリーマスタープランはこのP「計画」の部分にあたり、今後策定を検討する基本構想およびそこに位置付ける事業がD「実行」の部分にあたる。評価の際には、基本構想に位置付けた事業の評価のほか、関係者団体や施設設置管理者にアンケートやヒアリングなどで当事者の方々の意見を聞き、バリアフリー化が進んだ箇所や内容についてや、新たに出てきた課題などについて把握し、必要に応じて計画内容へと反映していくことを目指す。また、心のバリアフリーについての評価として、前回の資料では目標値を設定していたが、冒頭にも説明したとおり、数値として設定することは行わず、市が毎年実施している市民アンケートの高齢者・障がい者等に関する項目を評価指標とし、毎年の変化を確認することとしたいと考えている。

意見・質問

(質) 会長

17 ページの1行目に、9 ページのことを「P9」と記載があるが、「P9」では何かわからないため、「9 ページ」や「9 頁」というような表現に変えていただきたい。

(答) 事務局

ご意見のとおり「9 ページ」に修正させていただく。また、ほかのページにも同様の表現がないかを確認して統一する。

(意) 会長

パブリックコメントで内容だけでなく表現や表示の部分でもご意見をいただきたい。

(質) 委員

4 ページの計画期間の下から 5 行目に「第 63 回神宮式年遷宮が令和 15 年（2033 年）に予定されており、その前後を含む 3 年間は、特に移動需要が高まることから」とあるが、移動需要が高まるのであれば、目標年次をその前に設定すると、ストーリーとして成り立つと思うがいかがだろうか。

(答) 事務局

5 年ごとの評価で考えていくと、令和 12 年に策定から 2 回目の評価を行うとしている。そこから遷宮の前後で伊勢のまちの様々なハードの整備、ソフトの整備が行われる傾向があるため、遷宮の年の前後にどのような整備が行われたのかを遷宮が終わった後、令和 12 年の評価からちょうど 5 年たった令和 17 年度をこの計画全体の最後の目標年度として設定すると考えている。

(質) 委員

6 ページ（1）基本的な考え方の最後の部分で、「指標毎に順位づけ・得点化を行います」とあり、この冊子の中では点数が出てこないが、その辺の整合性は取れているのか。

(答) 事務局

採点等の細かいところについては資料編として別冊にまとめる。

(意) 委員

38 ページ【事例 8】福祉体験学習の上から 3 行目に「市内の全小中高校」とあるが、昨年度まではそうであったが、コロナ禍の現状で実施が不透明であるため、「全」だけ外すことはできないか。

(答) 事務局

「全」を抜いて、「市内の小中高校」と修正させていただく。

(質) 会長

4 ページ、図のところで都市計画マスタープラン全体構想とあるが、目標年次が令和 15 年だが、その間の中間目標はないと考えてよろしいか。

(答) 事務局

5年ごとに評価は行うが、中間の目標年次は特には設定していない。

(質) 会長

確認だが、11 ページ図の一番上段に車両設備のバリアフリー化とある。三重交通のバス車両は全部バリアフリーの車両ではないのか。

(答) 事務局

本日、三重交通の委員は欠席である。三重交通は今も伊勢市交通バリアフリー基本構想に基づいて低床バス等の導入を進めているが、今の段階では全車両対応にはなっていないと聞いている。

(意) 会長

22 ページの 2 行目、三重交通の関連で、「三重交通 G」の「G」はグループのことだが、半角で表記されている。「G」は固有名詞なので全角のほうが字面の収まりがよい気がする。

(答) 事務局

アルファベットについて、修正させていただく。

(意) 委員

9 ページの【要件の評価基準】だが、要件 1 を満たす条件として評価指標 (ア)、(イ) があるが、それを 1 つでも満たせば要件 1 の灰色塗りの所が丸になり要件を満たすという趣旨で色を変えているのだと思うが、要件 1、2、3 の表現は二重丸にした方がわかりやすいのではないか。

(答) 事務局

要件 1、2、3 については、評価指標の部分の違いがわかるように二重丸で表現する。

(質) 委員

18 ページ表 8 の生活関連経路一覧の下から 2 番目、市道の「岩淵吹上 4 号線」であるが、伊勢市にはこういうところはないと思うが、間違いではないか。

(答) 事務局

確認して正式な名称で記載させていただきたい。

22 ページ、表 12 の上から 3 つ目、県道「鳥羽松坂線」の「坂」の漢字が間違っているので、あわせて修正させていただく。

(質) 委員

8 ページ選定フローの説明の部分で、「移動等円滑化促進地区を選定します」という文章から始まり、最後の段落に「評価指標の総合点が高い上位 3 駅」とあるが、ここはいきなり

駅限定で捉えられているというイメージなのか。その表現の前も説明があればその表現でよいと思う。

(答) 事務局

市のほうで事業量等を考え、まずは市の中から 3 駅を抽出するという形でこのようにさせていただいた。

(質) 委員

促進地区を駅周辺だけという限定で今回は進んでいるというイメージで良いか。

(答) 事務局

選定フローの説明部分は地区の話であるが「駅」となっているため、文言を追加し「各評価指標の総合点が高い上位 3 駅を抽出し、その周辺地区を移動等円滑化促進地区として選定します」と説明文を修正する。

(質) 委員

5 ページ、基本構想のイメージ図だが、「移動等円滑化促進地区」という文字が 2 カ所あるが、どう解釈すればよいか。

(答) 事務局

図の中で移動等円滑化促進地区は緑の点線の枠で囲っている。駅を含むような形で設定されている南側の大きいものと、観光地ということで駅を含まずに指定している 2 カ所を表示している。

(質) 会長

図 2 の青枠「重点整備地区」とある一方で、上のところは「駅を含まない重点整備地」と表現されているが、「地区」ではなく「地」という表現で正しいのだろうか。

(答) 事務局

「地区」の「区」が抜けているため、修正する。

(質) 委員

5 ページ、図 2 の基本構想のイメージだが、移動等円滑化促進地区の中に重点整備地区があるという記載であるが、今回、伊勢市駅や二見浦駅の地区は促進地区になるのか。使い分けがよくわからない。

(答) 事務局

マスタープランでは促進地区を定めていくことになる。その後の基本構想で促進地区からさらに重点的に整備するエリアを決めていく。そこを重点整備地区として指定していくという流れになる。

(質) 委員

4 ページの年表で「第 63 回神宮式年遷宮」と書いてあるが、「第 63 回」というのは天皇陛下が決めることであり、現在は決まっていない。御遷宮委員会では「次期遷宮」や「次回式年遷宮」という表現をしているため、こちらの書きぶりはこれでよろしいか。

(答) 事務局

確認して、表現については必要があれば修正させていただく。

(意) 委員

確定していないということである。その他を見ると「予定」と入っているものと入っていないものがあるが、神宮の行事も変わる可能性があるので、「予定」と入れた方が良いと考える。

(質) 会長

お白石持行事も全部「予定」という形で表記したほうがよいということか。

(意) 委員

そうである。

(質) 委員

今回のバリアフリーマスタープラン内の表現で障がい者の「害」はすべてひらがなにしていると思うが、12 ページ「写真：凹凸のある視覚障害者誘導用ブロック」は、商品名にあたるため「害」が漢字なのか。

(答) 事務局

確認し修正が必要であれば直させていただきたい。

(質) 委員

26、27 ページで行為の届出があり、届出をしないといけない対象が、伊勢市、宇治山田、二見浦、五十鈴川駅とあるが、この 4 つの区域に関してのみ行為の届出が必要だと理解してよいか。

24 ページの 4-3、移動等円滑化の促進に関する取り組みのところ、「取り組みを下記のように設定します」というところで、道路、建築物、駐車場、公共交通などがあるが、今回設定された区域の中で建物を建てる時の努力目標という意味か。

(答) 事務局

届出については、交通結節点での届出が必要という考え方になるので、駅と道路の部分について届出をしていただく形になる。

24 ページの取り組み項目については、これから基本構想を定めてどういった事業を行っ

ていくか考える上での努力目標として、事業を位置づけていこうという考え方である。

(質) 会長

今ご意見をいただいた点は事務局で修正していただき、修正した資料はパブリックコメント前に委員の方々には再度送付していただけるのか。どのように委員の方々に確認していただいたらいいか、私が一任して確認するということで良いか。

(答) 事務局

よろしければ会長にご確認いただき進めさせていただきたい。

(意) 会長

私の方で確認し、パブリックコメントにかけるといって進めたいと思うが異議はないか。

〈異議なし〉

(意) 会長

異議がないようなので、私の方で確認させていただきパブリックコメントに進めていく。

【内容】

○パブリックコメント実施事前説明

説明

◆事務局

議事事項(2) パブリックコメント実施事前説明

協議会資料の 2 ページのパブリックコメントの実施について、実施期間は、令和 2 年 11 月 27 日金曜日から 12 月 28 日月曜日までの 1 カ月間となる。設置場所は、市内 20 か所を予定しており、期間中は、伊勢市ホームページでも案を閲覧可能とする。

意見を提出できる方は、市内在住、市内勤務の方の他、通勤・通学、市に対して納税義務を有する方、その他利害関係者としている。意見提出方法は、直接持参、郵送、ファクス、Eメールで、意見の提出期限は、12 月 28 日月曜日必着とする。

意見・質問

(質) 委員

閲覧場所で見られたり、ホームページでも見られたり、様々な閲覧方法があるが、パブリックコメントを実施することをどのようにお知らせするのか。パブリックコメントはいつの間にか始まっていたと言われることが多く、広報に載せているのだとは思いますが、それ以外に何か手法があったら教えてほしい。

(答) 事務局

公に出す方法としては、伊勢市の「広報いせ」12 月 1 日号に掲載するほか、ケーブルテレビの文字放送でも同じ内容を掲載させていただく。

(意) 委員

基本構想を策定した際に本当に見ていただきたい当事者である障がい者の方や高齢者の方に情報が届かず意見がもらえなかったこともある。市内 20 カ所に置くだけでなく、可能であれば障がい福祉課などからお知らせしていただいて、当事者の方たちの耳にちゃんと届くような形を取っていただき、当事者の方たちが率先して見てもらえるような手法を取っていただきたい。

(意) 委員

障がい福祉団体の方にはこちらから周知をさせていただく。閲覧場所に障がい福祉課のカウンターも追加させていただきたい。

ツアースターのほうでもいかがだろうか。

(意) 委員

本社が鳥羽市内にあるためパブリックコメントの設置はできないと思うが、伊勢市民の方たちがいらした機会にお話もできる。書類が一式あるとお知らせはできると思う。

(意) 委員

委員は伊勢市の方と交流が多くあると思うので、その方々に発信していただきたい。

(意) 委員

設置場所が市内 20 カ所になっているが、福祉健康センターは高齢者や障がい者の方も出入されているので、ご意見があるかどうかはわからないが、設置できるのであればしていただきたい。

(答) 事務局

調整して設置をさせていただきたい。

(意) 会長

今追加いただいた設置場所等について新たに加えていただき、より多くの市民の皆さんにマスタープランをお示しし、ご意見等をいただければと思う。

【内容】

○今年度のスケジュールについて

説明

◆事務局

協議会資料の4ページについて、今年度のスケジュールは、今回の会議でバリアフリーマスタープラン（案）について、修正案を示すと共に、パブリックコメントの実施について示した。この案をもって、11月27日から12月28日までの1ヵ月間パブリックコメントを実施し、来年1月15日金曜日に開催予定の第7回協議会にてパブリックコメントの結果報告を行い、問題等が無ければ、案について確定いただく予定である。その後、市で策定手続きを進め、令和3年3月に策定公告を行う予定としている。

意見・質問

(意) 会長

本日の協議会で修正いただいた資料については最後に私の方で確認させていただき、パブリックコメントを実施する。それを受けて事務局で整理していただき、年明けの1月15日に協議会を開催し、パブリックコメントについての検討、あるいは皆さんの意見等を伺う形で最終的なマスタープランに反映させていきたい。そういったスケジュールで今後進めさせていただき、来年1月15日にまた皆さんにお揃いいただきたい。よろしく願います。

本日お受けしている案件は以上である。

<閉会>